

「指定特定施設入居者生活介護事業所 ファミリーケア城南」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(金沢市指定 第 1770102943 号)

当事業所は利用者に対して指定特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）」第178条の規定にもとづき、特定施設入居者生活介護サービス提供の契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. ご利用事業所	2
3. 事業所の概要	2
4. 事業の目的と運営方針	3
5. 職員の配置状況	3
6. 当事業所が提供するサービスの概要	4
7. サービス利用料金	6
8. 利用者の重度化対応に関する指針について	7
9. 準用	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 久楽会
 (2) 法人所在地 石川県金沢市利屋町は64番地1
 (3) 電話番号 076-256-5117
 (4) 代表者氏名 理事長 新谷 博範
 (5) 設立年月 平成12年7月17日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定特定施設入居者生活介護事業所
 (2) 事業者指定番号 平成19年10月 1日指定 石川県
 平成25年10月 1日指定更新 金沢市
 令和元年10月 1日指定更新 金沢市
 令和7年10月 1日指定更新 金沢市 第1770102943号
 (3) 事業所の名称 ファミリーケア城南
 (4) 事業所の所在地 石川県金沢市城南1丁目21番21号
 (5) 電話番号 076-232-8221
 (6) 管理者氏名 管理者 新谷 成智
 (7) 開設年月日 平成19年10月1日
 (8) 入居定員 24名
 (9) 第三者評価 受審の有無 無し

3. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 4階建ての2階部分
 (2) 延べ床面積 2階部分床面積986.85㎡
 (3) 併設事業 当事業所では、次の事業を併設して実施しています。
 ①ケアハウス 定員72名（当事業の定員を含む）
 ②指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業 定員12名
 ③指定居宅介護支援事業

(4) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況等によりご希望に沿えない場合があります。

<主な居室・設備等の概要>

居室・設備の種類	室数	備考
居室	24室	全室個室をユニット型に配置してあります。（2階） ※床面積 21.00㎡ （収納、洗面所等を除いた内法面積13.29～14.54㎡）
便所		各居室内に設置してある他、2階浴室付近に1箇所設置
食堂	2室	2階に当事業24室専用食堂を2箇所配置
機能訓練室	1室	2階に共用サロンと兼用で設置
浴室	3室	2階と4階。尚、特殊浴槽が必要な場合は、1階の認知症対応型通所介護事業所の特殊浴槽を使用します。
一時介護室	—	全室個室の為、設置してありません。

- ※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定特定施設入居者生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。居室利用にあたっては、ケアハウスへの入居契約に基づく管理費等をご負担いただきます。
- ※ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況、入院された場合には居室を変更する場合があります。その際には、利用者と協議のうえ決定するものとします。
- ※ その他、居室に関する特記事項は、ケアハウスへの入居契約書等をご確認ください。

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業所の目的

社会福祉法人 久楽会が設置運営するケアハウス ファミリーケア城南において実施する指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- 1 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 2 事業者は、指定特定施設入居者生活介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めます。
- 4 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

5. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

[令和8年4月1日現在]

職 種	常 勤 職 員		非 常 勤 職 員		備 考
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
1. 管 理 者		1名			ケアハウス施設長と兼務
2. 生 活 相 談 員		2名			計画作成担当者、介護職員と兼務
3. 看 護 職 員	1名			1名	機能訓練指導員と兼務
4. 介 護 職 員		10名	2名		常勤換算 8.0名以上
5. 機 能 訓 練 指 導 員				1名	看護職員と兼務
6. 計 画 作 成 担 当 者		1名			生活相談員と兼務

- ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。
- ※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設の常勤職員の所定勤務時間数（40時間）で除した数です。

※ 調理員については、外部に委託しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 管 理 者 2. 生 活 相 談 員 (計画作成担当者、介護職員と兼務) 3. 看 護 職 員 (機能訓練指導員と兼務) 5. 機能訓練指導員 (看護職員と兼務) 6. 計画作成担当者 (生活相談員と兼務)	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
4. 介 護 職 員 (常 勤)	※24時間を通じて、最低2人以上配置しています。 早番 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅番 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 夜勤 1 5 : 3 0 ~ 8 : 3 0

〈主な職種の職務内容〉

職 種	職 務 内 容
1. 管 理 者	事業所の従業員の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
2. 生 活 相 談 員	利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行います。
3. 看 護 職 員	利用者の健康状態を把握し、健康保持に努めます。
4. 介 護 職 員	利用者の排泄、入浴、食事等の介護業務全般を担当します。
5. 機能訓練指導員	利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行います。
6. 計画作成担当者	特定施設サービス計画を作成します。

6. 当事業所が提供するサービスの概要

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 通常サービス (特定施設入居者生活介護サービス)

- ① 特定施設サービス計画の作成
- ② 入浴
 - ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
 - ・座位のとれない方は、特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排せつの介護
 - ・排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 食事
 - ・食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、次の時間に提供します。
 - 朝食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 夕食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
- ⑤ 健康管理
 - ・看護職員が、利用者の健康状態を把握し、健康保持に努めます。
- ⑥ 機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員が兼務）により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活をおく
るために必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を行います。
- ⑦ 相談及び援助
 - ・生活相談員が、利用者又はその家族に、日常生活等必要な相談に応じ、社会生活に必要な支援
を行います。
- ⑧ 利用者の家族及び地域との連携
 - ・利用者の家族や地域住民、ボランティア団体等と連携し、地域との交流に努めます。

＜特定施設入居者生活介護費＞（1日につき）

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	542単位	609単位	679単位	744単位	813単位

（2）加算対象サービス

- ① 退院・退所時連携加算（30単位／日）
 - ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居した場合は、入居した日から起算し
て30日以内の期間について、一日につき加算します。30日を超える病院若しくは診療所への
入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入居した場合も、同様としま
す。
- ② 夜間看護体制加算（Ⅱ）（9単位／日）
 - ・常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合において、看護職員によ
る医療機関等との連携により、利用者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じ
て健康上の管理等を行う体制を確保している場合に、一日につき加算します。
- ③ 協力医療機関連携加算（100単位／月）
 - ・指定特定施設において、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の
情報を共有する会議を定期的開催している場合、一月につき加算します。
- ④ 高齢者施設等感染対策向上加算
 - ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（10単位／月）
次のi～iii（i 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を
確保している。ii 協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、
感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し、適切に対応している。iii 協力医療機関等が行
う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している。）のいずれにも適合し
ている場合、一月につき加算します。
 - ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）（5単位／月）
協力医療機関等から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指
導を受けている場合、一月につき加算します。
- ⑤ サービス提供体制強化加算
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（22単位／日）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、または勤続年数10年以
上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合、一日につき加算します。
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（18単位／日）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合、一日につき

加算します。

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (6単位/日)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である場合、一日につき加算します。

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)、(Ⅲ)の同時算定はおこないません。

⑥ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

- ・介護職員の賃金の改善を実施しているものとして金沢市長に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、前記(1)及び(2)により算定した単位数の1000分の159に相当する単位数を加算します。

※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、前記①から⑤とは別に算定する加算があります。

7. サービス利用料金

(1) 保険給付サービス利用料金

前記6(1)、(2)の一単位の単価は10.14円につき、料金は以下のとおりとなります。

○介護保険負担割合：1割

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当り	805円	883円	966円	1,042円	1,123円
31日当り	20,865円	23,306円	25,856円	28,225円	30,739円

○介護保険負担割合：2割

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当り	1,609円	1,765円	1,931円	2,083円	2,245円
31日当り	41,730円	46,612円	51,712円	56,450円	61,477円

○介護保険負担割合：3割

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当り	2,413円	2,647円	2,896円	3,124円	3,368円
31日当り	62,595円	69,918円	77,568円	84,674円	92,215円

※上表料金の内訳は、特定施設入居者生活介護費、夜間看護体制加算(Ⅱ)、協力医療機関連携加算、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロです。

※端数処理により、1日当り料金に利用日数を乗じて得た額と実際の利用料金との額に相違が生じる場合があります。

(2) その他のサービス利用料金

- ・以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

項目	料金
金銭出納管理サービス利用料金	200円/月
おむつ代	実費相当額
クラブ活動等の材料費	実費相当額

(3) 利用料金のお支払い方法

- ・利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
 ※各金融機関所定の手数料がかかります。
 ※金融機関により、ご利用できない場合があります。
- イ. 当事業所事務所窓口での現金支払い
- ウ. 下記指定口座への振り込み
 金沢信用金庫 本店営業部 普通預金 口座番号 1000294
 フク) キュウラクカイ

8. 利用者の重度化対応に関する指針について

(1) 利用者の重度化対応に関する基本的考え方

利用者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、可能な限り住み慣れた環境での生活を維持し、できる限り利用者本人が望む場所で暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等と協力して対応するものとします。

(2) 利用者の重度化対応に関する具体的支援内容

- ① 生活相談員・看護職員・介護職員・計画作成担当者・管理栄養士等（以下「各職種」という。）からの情報収集により、食事摂取状況や日常生活動作、バイタルサインの確認等により、身体状況の変化の早期発見に努めます。
- ② 各職種の参加によるカンファレンスを開催し、看護・介護について特定施設サービス計画書の修正又は変更を行います。
- ③ 利用者の主治医より、病状の説明を行い今後の治療方針（インフォームドコンセント）と、希望する終末期をイメージできる支援を行います。
- ④ 医療機関に入院することを希望された場合は、入院に向けた支援を行います。
- ⑤ 利用者本人及びその家族等の意向を踏まえ、重度化に対応した特定施設サービス計画書を作成します。

(身体的ケア)

- ・医療体制、点滴・酸素吸入が必要と判断された場合、主治医と相談し受診又は入院等の調整を行います。
- ・食べる楽しみをどこまで維持し支援できるかを重視し、栄養量と水分量の確保に努めます。
- ・口腔ケア、入浴、部分浴、清拭、必要な被服の更衣、就寝空間の清潔保持に努めます。
- ・尿意及び便意に対する適切な対応と便秘に関する調整を行い、不快感の少ない排泄ケアに努めます。

(精神的ケア)

- ・利用者本人の感情の表出を助けるためにコミュニケーションを重んじます。
- ・プライバシーの確保、馴染みの物を置くなどの生活空間、室温空調などに関する配慮を行い、こころやすらぐ環境整備に努めます。
- ・安楽な体位の工夫とその援助、主治医の指示による疼痛緩和を適切に行うことに努めます。
- ・手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励ましを行うことで、精神的苦痛の緩和に努めます。

(3) 当事業所における医療連携体制について

- ① 利用者の主治医との情報共有化による看護・介護の協力体制を築きます。
- ② 看護職員は、利用者の主治医の指示による疼痛緩和等を行い、安らかな状態を保つことができるよう利用者の状態把握に努めます。
- ③ 利用者の日々の状況について適宜、家族等に対して説明を行い、その不安に対しても適宜、対応します。
- ④ 事業所は、看護職員との24時間オンコール体制による連携を行い、緊急時に備え職員連絡網を整備します。

(4) 職員の教育・訓練

利用者の重度化による終末期ケアが充実するように以下の教育・訓練を必要に応じて行うものとします。

- ① 本指針の基本的考え方の理解
- ② 終末期に起こり得る利用者の身体的・精神的変化への対応方法
- ③ 職員連絡網の周知徹底
- ④ 終末期ケアにおけるチームケアの重要性の理解
- ⑤ 利用者の家族等への援助方法
- ⑥ 終末期ケアに関する検討会

9. 準用

その他の事項については、「ケアハウス ファミリーケア城南」重要事項説明書に準じます。

令和 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者 石川県金沢市城南1丁目21番21号
指定特定施設入居者生活介護事業所 ファミリーケア城南

職名

氏名

私（利用者）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、「事業者より指定特定施設入居者生活介護サービスの提供を受け、その費用を事業者に支払うこと」「私と私の家族に関する個人情報を「12. 秘密保持等」に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用すること」「私が重度化した場合における事業者の対応に関する指針の内容」について同意しました。

利 用 者 住 所

氏名

私（身元保証人）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、「事業者が利用者に指定特定施設入居者生活介護サービスの提供をし、その費用を事業者に支払うこと」「私が利用者の家族を代表して、利用者の家族に関する個人情報を「12. 秘密保持等」に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用すること」「利用者が重度化した場合における事業者の対応に関する指針の内容」について同意しました。

身元保証人 住所

氏名

続柄

利用者の住所・氏名は身元保証人が代筆しました。

事業所の（ ホームページ ・ パンフレット ・ 広 報 誌 ）における利用者の顔写真の
掲載に （ 同意します ・ 同意しません ）